

## 第9回人権救済条例見直し検討委員会議事録

### 1 日時等

- (1) 開催日時 平成19年1月18日(木)午前10時から正午まで
- (2) 開催場所 鳥取県庁第22会議室(鳥取市東町)
- (3) 出席者名 委員：永山会長、相澤委員、朝倉委員、大田原委員、國歳委員、田村委員、長井委員、中村委員、樋口委員、安田委員  
事務局：柴田総務部次長、磯田人権局長、安田人権推進課長

### (4) 議 事

- ア これまでの検討委員会における意見の整理について
- イ 次回の開催等について

### (5) その 他

- ア 公開又は非公開の別 公開
- イ 傍聴者数 約5人

### 2 議 事

#### (1) これまでの検討委員会における意見の整理について

意見の要旨は次のとおり。

(会長) これまでの会議で救済機関からの聞き取りは終了した。本日はこれまで議論されたことで暫定的に確認できる論点があれば確認しておきたい。

この条例は準司法的解決をその目的としている。準司法的とは司法の前段階において司法に準じた方法でということになる。しかしこれまでの聞き取り調査では、司法的解決ではなく、事実としての救済を望まれることが多く、例えばそれはケアであったりサービスようなことであった。今回はこのような全体に関わるような論点も確認しておきたい。

資料「これまでの検討委員会における意見の整理(案)」に基づいて、各分野について確認された。

#### [ 1 見直し検討の方法について ]

(会長) 特に問題なし。

#### [ 2 県内で発生している人権侵害の事実の確認状況について ]

(会長) 特に問題なし。

#### [ 3 各分野ごとの救済の状況について ]

##### [ (1) 高齢者の人権問題(虐待)について ]

以前の検討では資料P2のウ(エ)「発見して職権で関わっていく、早い段階で虐待認定し救済する別のモデルが必要」、基本的には準司法的な制度による解決はこの分野にはそぐわないとの判断で大方の意見は一致していた。高齢者虐待防止法によって、市町村が職権で関わっていく制度が既にできているので、新たにすべきことは、この制度を動かすために弁護士会や社会福祉士会などのネットワーク、情報提供のしくみをつくることであり、またそこまでが限界。

児童虐待と同様で、防止法が施行されても早期発見、早期支援は依然不十分で、高齢者虐待防止法の不備の改正が試行錯誤で検討されている。この状況では、まずは現行の制度を十分機能させるよう現場が取り組んでいくことが重要。

(会長) 一般的に社会にはいろいろな制度があるが、それぞれを十分機能させることが求められる。既にある虐待防止法とは別のシステムを設けるのではなく、同法を踏まえた救済を考えるべきであって、同法に代わる制度が必要ということではないという意見で一致していたと思う。

資料ウ(ア)には「法がありながら隙間があるときは条例で埋める必要はなく、行政に働きかければよい。」とあるが、隙間に独自のものを重ね合わせて対処することが必要な場合もありうる。なのでこれを普遍化するべきではない。

高齢者の分野に限らずいろいろな法律があるが、それらには隙間や不備がある。しかしそのすべてを県条例で補うことは不可能で、法律がある分野についてはネットワークの強化といった取り組みを県が中心になって関係機関に働きかけてゆけばよい。

(会長) 少なくとも虐待防止法で扱っていないことについては特に条例で補う必要はないという御意見であったか。なお、今回は要不要の結論を出すことはしない。

#### [ ( 2 ) 女性の人権問題 ( DV ) について ]

(会長) 以前の検討会では DV の問題に関して鳥取県の取り組みは進んでいるが、全国的に整合性がとれていないことが問題であるとされた。

DV 被害者の支援は女性問題に関する基本的な計画の中で取り組むべきであって、当委員会で議論しても意味がない。また、相談窓口は多くあるべきとの意見もあるが、女性問題の相談窓口「よりん彩」の予算を増やし充実させる方が効果的。またこの問題を準司法的に扱うことは妥当ではない。

鳥取県では DV 被害者支援の取り組みは進んでいるが、加害者支援の問題、早期発見の問題などについて充分でないの見直し中である。関係機関の支援、サービスが組織的に行われていないことも問題である。

加害者等を半強制的に研修に参加させて考えを改めさせることは内心の自由に抵触し、逆にただ研修を受けさせるだけではその効果が乏しい。また有効な研修の内容はケースによって多様であるはずであって、研修を受けさせるという制度自体が適当なのかどうか検討が必要。

研修については加害者支援の検討を充分踏まえたものとするべき。

研修制度を設ける場合には、まず研修を実施する機関を作る必要がある。他の研修機関を紹介するという情報提供だけであれば、相談時でもでき、研修を救済手続に入れる必要はない。

(会長) 研修については救済措置とする必要性もあまりないのであろうか。

#### [ ( 3 ) 女性の人権問題 ( セクハラ ) について ]

セクハラ的事案は性質上事実認定が困難なことが多く、人権救済委員会で事実認定し判断を下すことは難しい。企業では相談窓口を設置しているところもあるが、そうでなければ被害者は弁護士に相談するしかないのが現状か。法テラスのような法的扶助が有効ということであろうか。

セクハラとして認定されると本人にとり社会的評価は著しくマイナスになる。よって事実認定の間違いは許されない。また、疑われた人が事実をなかなか認めない現実があり、人権救済条例による解決にはなじみにくい。

被害者は精神的にダメージを負っており一人では訴えることができないことが多い。相談機関には、支援者として被害者の話を聞き共に活動する人が求められており、そのような職員の配置が必要。これは女性問題の施策で対応する方が効果的で、広く人権ととらえて制度設計しようとすると難しくなる。

(会長) 被害者には被害者の立場に立って支援する人、専門的なケアをする人、そして事実認定をする人が必要で、それらが連携して支援するしくみでなければ最終的な救済には至らず、準司法的な救済を図る条例だけでは救済できないという議論であろうか。

この条例に最終的な救済を期待する状況があるが、この見直し検討委員会はそうではなく準司法的な人権救済条例の見直しをするのが役割。

解決を求められる人権侵害は多様であり、セクハラなどではまずカウンセリングを充実することが重要。しかし、これは条例の人権救済とは段階が違う。

(会長) 司法的救済以外の方法による援助が必要だが、この条例の規定では効果は望めないということであろうか。

#### [ ( 4 ) 女性の人権問題 ( 就労問題 ) について ]

以前の検討では意見が出なかったが、間接差別の問題をきちんと議論しておくべき。この問題は県の商工労働部で扱うことになるが、その対応がなされていないうちに、救済機関を設けてみても効果は期待できない。

#### [ ( 5 ) 子どもの人権問題 ( 虐待 ) について ]

DV の問題と同じく、早期発見、被害者の支援が不十分。早期発見は行政機関が対応を強化すれば改善できる。しかし、被害児童の支援は難しく、児童福祉施設の支援も限界があるので、行政の力が必要で、その支援が充分できれば親も子も元の家庭に戻ることができる。いずれにしてもこの条例で対応する余地はない。

条例による人権という枠組みの中で加害者の責任を問い啓発していくよりも、親と子にとってよい環境を築くという当事者の支援を目的として解決を図るべき。

子育てを含めた包括的な施策、対策が必要。既にある多くの施策が機能するよう提言することは必要であるが、準司法的な方法による救済には意味はないし、むしろ逆効果を生むのではないか。

(会長) 基本的には子どもを家庭に返すということが救済の目的。勧告など条例の手続きによるものとは違う、ということではよろしいか。

#### [ ( 6 ) 子どもの人権問題 ( 学校 ) について ]

日本が批准した子どもの権利条約を踏まえ、考えていくべきであろう。

日本政府は国連から国内にオンブズ的な機関がないことを勧告されている。司法的解決だけでなく関係調整などの実効性をもつ機関がない。他県では3程度実施している自治体があり、埼玉県のオンブズ制度では年千件の申立てがあるときく。

制度設計をどうするかは別として、子どものための機関は必要

大人の視点でなく、子どもの視点が大切である。

いじめの場合アメリカでは子ども自身による委員会で話し合っ結論を出すしくみがある。このように子どもの立場を尊重し子どもの力を伸ばすことが必要

外国人の高校入試の配慮の問題（推薦入学、定数、科目数の配慮など）などは、外国人の人権問題であると同時に子どもの人権の問題でもあるが、このような問題を行政に問う第三者機関がない。

いじめの問題において教育委員会は学校と同じと考えられているため、教育委員会の相談機関は利用されにくい。子どもの立場で対応していく機関が必要

日本は子どもの権利条約を批准したが実際には教員は子どもの意見表明権などを認めておらず、大人のモデルで救済することにとどまる。それでは子どもに大人のいじめの構造が反映される。いじめは大人がやめなさいと言っても効果はなく、子ども自身に自主的に考えさせることが必要。いじめが深刻なのは本人が精神的に追い込まれ自分では訴えられない、周りの発見が遅い、よってその声が届かないためである。子どものための救済機関は必要だが、問題に積極的に介入していくか、又は誰が告発したのかわからないようにして子どもが訴えられるものにしなければ救済は難しい。

（会長）子どもに即したシステムが必要ということで委員の意見が一致していると考えてよいか。

#### [（7）子どもの人権問題（施設）について]

施設に入所した子どもには人権ノートが配布され、訴え出ることは可能だが、実際には訴えられていない。きちんと把握しようとしないう施設が問題だが、実践が困難な現状がある。現場が力を付けることが必要であり、施設の改善を進める施策の提言が必要。

施設は児童の健全な生活を保障できるレベルに達していない。

子どもに対する心理的威圧が職員にとって必要な場合もあるので、子どもへの人権侵害を職員や経営者の責に帰するのは無理な面がある。したがって、施設内での虐待といった重大な場合には司法的な解決も必要ではあるが、施策改善の要求、提言こそが重要であり、条例の手続きはこの場合にも効果がない。

施設における侵害事例を把握、チェックするしくみはある。施設の監査も行われている。

一度告発してしまえば、子どもはもう施設へは戻れない現実がある。

施設におけるその問題は学校も同じで、子どもは自由にものが言えないので言えるようなしくみにするよう提言していくことが必要。これは性同一性障害の問題でも同じ。このような問題については、個別救済の現条例を施策提言の条例に変えていくことはできないか。

（会長）これまでの議論により、望まれる人権救済はそれぞれの分野で方法が異なるということが明らかになってきた。

しかしこの条例は個別の人権侵害を準司法的に救済するものであって、施策提言を行う条例ではない。施策提言機能を持つものとしては既に人権尊重の社会づくり条例がある。また、どのような提言を行うべきかの問題は本委員会の役割ではない。

子どもの利益を代弁する機関が必要で、教育委員会とあわせ、子ども局を作るといったような大胆な改革も必要ではないか。

（会長）資料P6（8）のとおり、子どもの主体性を尊重した制度づくりが必要ということだよいか。

#### [（9）外国人の人権問題について]

地方自治法では住民と定住外国人の区別はないので、行政によって区別が行われた場合は公権力による人権侵害となる。

在日韓国人の選挙権などの区別は存在する。

また今までずっと生活してきた人とそうでない旅行者などとは分けて検討する必要がある。救済機関の聞き取りでは、検討は不十分であった。また県には外国人のための相談の窓口がない。よって現段階で外国人の救済の必要性がないとは言いきれない。

例えば、資料（P6）にゆるやかな調査権では解決できないとしてインターネットでのひぼう中傷、差別落書き、就労差別が例示されているが、就労についてはゆるやかな調査権でもその効果はある。

（会長）そのあたりを当事者の聞き取りにおいて、協議すればよからう。

外国人といっても長期滞在者から一時滞在者まで多様で、就労、就学など問題も多様であり、これを一つのジャンルでまとめるのは無理。委員の間でも外国人の問題のイメージは違う。多くの分野、事項にまたがる中で、外国人というくくりで特別に支援することは不適當。

教育、就労、福祉等に分けて議論すべきであり、また、地域の生活者である在日韓国人の人を呼んで議論する必要がある。

憲法上の個々の権利の外国人への適用といった議論のように、外国人の問題は通常は個別の制度の問題である。しかし既存の制度の問題としてではなく生活者として人権が守られているのかという検討が必要

#### [（10）疾病に関する人権問題]

（会長）聞き取りでは、事実としての救済に忙殺されていると受け止めた。医療過誤の議論はしていない。

医療においては、司法へ繋ぐ必要がある、そのパイプが十分かどうかということが重要で、ADR（裁判外紛争処理制度）の活用などが行われつつあるが、まだ充分ではない。しかし人権救済条例で解決すべき問題ではない。

医療の問題は過誤の問題とエイズなどによる差別の二つに分かれる

医療過誤の事実認定は委員会が行うものではなく、費用、時間が相当必要といった訴訟の問題は司法制度の中で改善していくべきこと。

医療過誤の問題は認知症の人の財産の問題などともに、現行制度の充実で対応が可能。

この委員会では病気を持つ人の人権問題、ハンセン病、エイズによる差別の存在、その救済を取り上げるべきで、これまで差別として残ってきたものを現行の公的制度で対応できるといえるのか議論がされていない。

エイズ患者は障害者として保護措置が受けられることとなっているが、障害者手帳の写真貼付の義務付けや関係者に守秘義務の徹底が図られているかなどエイズの人のプライバシーの問題は実際にある。

（会長）差別問題に対して啓発、施策の提言以外の有効な救済方法はどのようなものなのかという論点がある。

精神障害者への差別偏見などは存在し対応が必要だが、様々な問題の中から差別だけを取り上げても妥当といえるかどうか。また、差別を司法的に解決するのであれば新たな個別の差別禁止の規範が必要で、そのような規範がないまま委員会で救済に取り組むことができるのか疑問。

現憲法、現行法規で差別が司法解決できないことはない。差別の禁止には全て個別規範が必要であるとすれば、規定がない以上は法的には差別してもよいということになり不適當。

障害の定義を病気、しかも過去の病気も含むとすれば、病気についても障害者差別と同じモデルで議論することができる。

(会長) 障害と同じ扱いをすることについては問題ないということによろしいか。

#### [ ( 1 1 ) 同和問題について ]

この問題では個別救済というよりも差別禁止という議論が出てくる。

障害者と同様、まず差別を禁止するべきである。同和地区出身者に対する差別、結婚差別は存在し、それゆえに隠さざるを得ない人はいる。

差別の結果人権侵害を受けた人をこの条例で救済すべき。この事例は救済できる、できないという問題はその後に出てくるもの。

条例は基本的には差別を禁止する、差別をやめさせることを目的としている。

この条例は人権侵害を救済する条例で、差別を禁止する条例ではない。差別によらない深刻な人権侵害もあり、差別に特化することはこの条例の立法趣旨からいって難しいのではなかろうか。

#### [ ( 1 2 ) 障害者の人権問題 ]

(会長) この問題では疾病の分野で議論したことと同じ考え方をすることになる。

障害者の救済の問題は差別と差別以外の問題に分けられる。差別以外の問題について、調査管理権をもって生活面の支援をする機関があってよい。そのような援助のための制度づくりはあり得るが、そうでない限り、差別以外について実質的な救済を図ることは難しい。

#### [ まとめてとして出された意見 ]

この検討は人権概念を広く捉えてスタートし、人権問題の発見機能を発揮できた。しかしそのすべてが侵害により制裁が発生する人権ではない。制度として設計し個別救済すべき人権についての議論はこれからである。

また、人権を基にした方法とは別に、行政へ義務づけをする方法の方が効果がある場合もある。憲法25条は生存権を規定しているが、2項では国の努力義務を規定しており、例えば相談窓口を設置しなければならないといった義務づけの方が結果的には救済の効果を生む場合が多い。法的に救済される人権が、広い意味での人権とは同じではないという意見はそのとおりであろう。

#### ( 2 ) 次回の開催等について

次のとおり開催することが決定された。

ア 日程等 平成19年2月8日(木)午後1時30分から3時30まで 県庁第22会議室  
イ 検討内容 人権救済制度の状況について(女性の人権、高齢者の人権、外国人の人権)